

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年7月1日(2022.7.1)

【国際公開番号】WO2021/005955

【出願番号】特願2021-530543(P2021-530543)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/055(2006.01)

A 6 1 B 6/03(2006.01)

A 6 1 B 8/00(2006.01)

10

【F I】

A 6 1 B 5/055390

A 6 1 B 6/03 F

A 6 1 B 8/00

【手続補正書】

【提出日】令和4年6月23日(2022.6.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

生体組織内留置型の医療用断層イメージガイダンスマーカーであって、  
磁化率が - 13 ppm ~ - 5 ppm の範囲内にある合金からなり、  
コイル型の形状を有しており、

前記コイルは、線径が 0.15 mm 以上 0.45 mm 以下の範囲内のワイヤから形成され  
ており、コイル径が 0.55 mm 以上 1.20 mm 以下の範囲内にあり、

前記コイルのピッチは、0.3 mm 以上 1.5 mm 以下の範囲内にあるとともに、前記線  
径の 1.8 倍以上 4 倍以下の範囲内にあることを特徴とする、医療用イメージガイダンス  
マーカー。

30

【請求項2】

前記コイルのコイル長が 6 mm 以上 7 mm 以下の範囲内にある、請求項1記載の医療用イ  
メージガイダンスマーカー。

【請求項3】

前記磁化率が - 13 ppm ~ - 5 ppm の範囲内にある合金が、Au - Pt 合金である、  
請求項1または請求項2記載の医療用イメージガイダンスマーカー。

【請求項4】

前記 Au - Pt 合金は、

Pt 濃度が 34 質量% 以上 36 質量% 以下、残部 Au からなり、

さらに、X 線回折分析における Pt (111) 面のピーク強度 (X) と Au (111) 面  
のピーク強度 (Y) との比 (X / Y) が、0.01 以下となる単相組織を有する合金で  
ある、請求項3記載の医療用イメージガイダンスマーカー。

40

【請求項5】

前記 Au - Pt 合金は、

Pt 濃度 24 質量% 以上 34 質量% 未満、残部 Au からなり、

相マトリックスに、少なくとも、相よりも Pt 濃度の高い Pt リッチ相が分布する材  
料組織を有し、

前記 Pt リッチ相は、相の Pt 濃度に対して 1.2 ~ 3.8 倍の Pt 濃度の Au - Pt

50

合金からなり、任意断面における前記 Pitch 相の面積率が 1 ~ 22 % である、請求項 3 記載の医療用イメージガイダンスマーカー。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、本発明は、少なくとも MRI、超音波、CT の 3 種の断層イメージングモダリティすべてにおいて適用可能であり、アーチファクトを最小限にした生体組織内留置型の医療用イメージガイダンスマーカーを提供することを目的とする。

10

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

前記目的を達成するために、本発明の医療用イメージガイダンスマーカーは、生体組織内留置型の医療用断層イメージガイダンスマーカーであって、磁化率が -13 ppm ~ -5 ppm の範囲内にある合金からなり、コイル型の形状を有しており、前記コイルは、線径が 0.15 mm 以上 0.45 mm 以下の範囲内のワイヤから形成されており、コイル径が 0.55 mm 以上 1.20 mm 以下の範囲内にあり、前記コイルのピッチは、0.3 mm 以上 1.5 mm 以下の範囲内にあるとともに、前記線径の 1.8 倍以上 4 倍以下の範囲内にあることを特徴とする。

20

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明によると、少なくとも MRI、超音波、CT の 3 種の断層イメージングモダリティすべてにおいて適用可能であり、アーチファクトを最小限にした生体組織内留置型の医療用イメージガイダンスマーカーを提供することができる。本発明の医療用イメージガイダンスマーカーは、前立腺癌のイメージガイダンス治療に、特に好適に使用できる。

30

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

[MRI 画像]

図 3 は、図 2 と同じマーカーの MRI 装置による撮像結果である。上段は縦断像であり、下段は横断像である。図 3 においても図 2 と同様に、実施例 1 および実施例 2 の医療用イメージガイダンスマーカーは、MRI 画像において、縦断像、横断像ともにアーチファクトがほとんど見られないことがわかる。それに対して、比較例 1 および比較例 2 のマーカーは、縦断像、横断像ともにアーチファクトが見られている。

40